

28. (Gno.79) サイバーセキュリティに関する研究（サイバーセキュリティ研究会）

代表：四方 光

2017/02/15 (承認) 2017 年度 (開始)

【研究の目的】

近時のサイバー犯罪、例えば、個人情報、政府の情報、銀行預金、先端的ソフトウェアなどを狙う、virus やハッキングによる情報の盗取、インフラの破壊や麻痺を狙うサイバー犯罪などにより、我が国を含め、大きな被害が発生してきており、サイバー犯罪への有効な対処が喫緊の課題とされてきているが、これに対する有効な対処がまだ十分には発展してきておらず、攻撃者を確認したり、捕捉したりするための、国際的連携を含めた方策が講じられてきているとはいえ、我が国における対処は控えめであり、攻撃者が誰であるのかを追求する方法や証拠の収集などにおいても限界があり、実体法による対処も有体物による対処が中心とされているなど、検討されるべき点は多くある。被害が現実化した場合の事後的な対処も必要ではあるものの、被害の拡大を防止するには、先手を打った対象処方が重要であり、我が国の法制度では、この点で必ずしも十分とはいえない。そこで、特に、英米圏、オーストラリア、韓国、EU、ドイツ、インターポールなどにおいてどのような対処がされてきているのかまたそのトレンドがどのような方向に向かっているのかを比較法的に研究して、サイバー犯罪への戦略、実体法および手続法の観点から比較研究を進め、進むべき方向を見いだしたいと考える。